

令和4年 第2回米子市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和4年1月24日（月）午後1時30分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼こども政策課長	松 田 展 雄
こども施設課長	齋 木 雅 徳
こども支援課長	金 川 和 弘
学校教育課課長補佐	仲 倉 昭 雄
こども政策課保育リーダー	松 原 香 里
こども施設課担当課長補佐	井 上 真 一
こども支援課担当課長補佐	大 谷 和嘉香
こども政策課課長補佐	東 森 健 悟
こども政策課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和4年1月24日 午後1時30分開議

第1 会議録署名委員の指名

第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第3号 米子市立認定こども園の管理並びに教育及び保育の実施に関する規則に対する意見について

議案第4号 米子市淀江どんぐりこども園の運営規程に対する意見について

議案第5号 令和3年度一般会計補正予算（補正第13回）について（教育委員会の所管に属する部分）

開 会 午後1時30分

浦林教育長 ただいまから、令和4年第2回米子市教育委員会臨時会を開会いたします。

上森委員から本日の会議を欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に三瓶委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 前回の会議は今月14日に開催されまして、議案第1号「米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則に対する意見について」をご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に、日程第3 教育長の報告について、私から報告をいたします。

本日は1点、ご報告をいたします。新型コロナウイルス感染症についてです。皆さまご承知のとおり、オミクロン株による感染が、この西部地区でも過去に例を見ないほどの大変早いスピードで拡大をしております。こうしたことから、先日17日に、リモートによる臨時校長会を開催しまして、感染の状況や今後の対応などについて、共通理解を図ったところがございます。なお、臨時休業や学級閉鎖等につきましては、事務局から連絡をしているとおりですので、そちらのほうをご確認いただければと思います。

4 議事について

浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第3号「米子市立認定こども園の管理並びに教育及び保育の実施に関する規則に対する意見について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

東森課長補佐 教育長。

浦林教育長 東森こども政策課課長補佐。

東森課長補佐 そういたしますと、議案第3号 米子市立認定こども園の管理並びに教育及び保育の実施に関する規則に対する意見につきまして、ご説明いたします。

議案資料の1ページをご覧ください。このたび、市長部局におきまして、標題にあります規則を制定しようとしているところでございます。この規則は、当市における全ての認定こども園に共通する決まりごとを定めるものでございまして、今後、認定こども園が設置される際には、この規則に沿って作られるということになります。規則の内容につきましては、資料2ページから4ページにかけて、制定理由につきましては資料5ページから7ページにかけての記載のとおりでございますけれども、このたび、市長部局から教育委員会に対しまして、この教育課程に関する部分についての意見を求められておりますので、教育委員会といたしましては異議がないものとして回答しようとするものでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

浦林教育長 よろしいでしょうか。

では、質疑がないようですので採決いたします。議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第3号「米子市立認定こども園の管理並びに教育及び保育の実施に関する規則に対する意見について」は、原案のとおり承認することといたします。

浦林教育長 次に議案第4号「米子市淀江どんぐりこども園の運営規程に対する意見について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

東森課長補佐 教育長。

浦林教育長 東森こども政策課課長補佐。

東森課長補佐 議案第4号 米子市淀江どんぐりこども園の運営規程に対する意見につきまして、ご説明いたします。

議案資料の8ページをご覧ください。まずこの“運営規程”というものについてご説明いたしますと、先ほどの議案第3号でお諮りした規則が全体の決まりごとを定めるものだったのに対しまして、この運営規程とは、個別のこども園の運営に関する事項を定めるものでございます。今後、新たにこども園を設置する際にはその都度、運営規程を設定して参ることとなります。

規程の内容につきましては、資料9ページから14ページにかけて、また制定理由等につきましては資料15ページに記載のとおりでございますが、この度、市長部局から教育委員会に対しまして、教育課程に関する部分についての意見を求められておりますので、教育委員会といたしましては異議がないものとして回答しようとするものです。

なお資料の16ページから18ページにかけてお付けしております資料は、今回、教育委員会のご意見をいただきたい教育課程に関する部分を抜粋した資料でございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 数点、教えていただきたいと思った点があるんですが。10ページの職員の職種と員数及び職務の内容についてのところで、保育教諭の人数が17名以上というスッキリした数字で明記されているんですけども、例えば入園の園児のお子さんの数が少ない場合でも、17名以上雇用されるのかというのが気になったのが1点と。

あと、保育料の支払い方法とか種類が書いてあると思うんですが、(5)番のところになります。支払い方法について口座振替とか納付書による支払いということと、あと「集金袋で徴収」とあるんですけど、どうして現金で集金されるのかなと、何か理由があると思うんですが、それが1点と。

費用の種別のところの「実費徴収」というところで、「日々の保育に必要であるため」というところの、これ自体はどのような方法で集金されるのかわからなかったの、これについて教えていただきたいと思います。

大谷担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 大谷こども支援課担当課長補佐。

大谷担当課長補佐 まず保育教諭のことについてですが、こちら保育教諭の数につきましては、まず0歳、1・2歳、3歳、4歳、5歳というところで、そのお子様に対して必要な保育教諭の数というのが決まっております。例えば0歳ですと、お子様3人に対して1人、例えば3歳以上ですと15人に対して1人、4・5歳ですと20人に1人という数の保育教諭が必要となって参ります。

どんぐりこども園の場合ですけれども、150人の定員で、定員の総数が12ページに書いてあるかと思うんですが、このような割合でお子様が入る想定となっておりますので、これを割り戻した数として17人としております。現在のところ150人でスタートするということですので、現在の運営規程の中では17人以上が必要という形になっております。

次に保育料のところですが、保育料が口座振替なのに延長保育料等については集金袋になっているのはなぜかということなんですけれども。保育料につきましては月額が決まっていますので、これは口座振替でお支払いいただくことができますが、預かり保育につきましては預かる日がそれぞれのご家庭によって違って参りますので、それをお支払いいただく場合、口座振替は、今の事務手続き上なかなか難しいものですから、こちらについては園で直接の徴収をお願いしようとするものです。

最後に実費徴収でございますけれども、こちらにつきましてはそれぞれの園のほうで、その都度、徴収させていただきたいと考えております。

金川課長 教育長。

浦林教育長 金川こども支援課長。

金川課長 1点だけ補足をさせていただきます。職員の人数に関してですが、仮に150人の定員を上回る、下回る、そういった事態が生ずる場合には、今回17人以上というのは、あくまで150人の定員を前提に想定をしておりますので、人数が変動する場合というのは当然ございます。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 今回、新しい園ということで、こうやって運営規程を作っておられると思うんですけど、例えば今の17名のところも150人前提でということですが、数年後に減っていった時に、またいちいち規程を変えられるのかとも思いますが、数行下の勤務体制のところ「最低基準以上の配置」という表現もあると思うので、そういった表現だといろんなことに対応できるのかなと感じたところです。

あと集金方法のところですが、金額が違ってはくると思うんですが、集金の事務の大変さや、いろんなトラブルというんでしょうか、そういったことを考えると、前月分を翌月に集金であれば、少し口座振替等の方法もすこし検討していただいてもいいのかなと思いました。

浦林教育長 今いただいたのはご意見ということですね。その他いかがでしょうか。

三瓶委員 はい。

浦林教育長 三瓶委員。

三瓶委員 今のところ150人というのが決まっている、もう入る予定としてある数ですよ。これは、0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳それぞれのクラス数というのは、どういうふうになる予定ですか。35人が1クラスというわけではないですよ。例えば5歳児だと。

浦林教育長 大谷こども支援課担当課長補佐。

大谷担当課長補佐 はい。一応、教室としては、それぞれ年齢に応じて1クラスずつなんですけど、3歳だけは部屋を2つに分けて、2クラスという形で想定をしております。

三瓶委員 そうですか。じゃあ4歳、5歳は、1つの教室の中に34人とか35人の生徒さんがおられる。すごい。その中に先生方は、20人に1人だとしたら2人先生がおられるということですか。

浦林教育長 大谷こども支援課担当課長補佐。

大谷担当課長補佐 そのこのクラスに何人の担任の先生がつかれるかということですが、3歳以上につきましては、先ほど申しましたように、元々が15対1で保育教諭がつくことになっておりますので2人。4歳、5歳につきましては30対1というのがこちらの基準となっておりますので、担任としては2人ずつという形になります。

三瓶委員 3歳、4歳、5歳児の教室の広さって、どれくらいあるんですか。

浦林教育長 大谷こども支援課担当課長補佐。

大谷担当課長補佐 すいません。今は図面が手元資料にはないんですけれども、これも基準が決まっております、幼児3歳以上お1人あたり1.98㎡の面積が必要と、これは最低基準として決まっておりますので、部屋の広さにつきましてはその基準を満たすように、それ以上に大きい部屋のスペースをという形になっております。

三瓶委員 わかりました。すごい人数だなと思って、大丈夫かなと思っちゃいました。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 同じく12ページの下あたりに、「食物アレルギー対応の届に

ついて」という項目があると思うんですが、このどんぐりこども園で対応されるアレルギーというのは、こういった項目を予定されているのでしょうか。

浦林教育長 大谷こども支援課担当課長補佐。

大谷担当課長補佐 アレルギーにつきましては、公立の保育所の場合ですと、これだけに対応したということではなく、アレルギーのあるお子さんに対してはできるだけ除去食を提供するというようにしておりますので、実際にいろんな種類のアレルギーをお持ちのお子さんもいらっしゃいまして、給食の提供にはかなり対応が難しいところもありますが、できる範囲のところではアレルギーに対応するというようにしております。

荒川委員 できる範囲と言うと。例えば小・中だと、「これには対応しますが、それ以外は難しいです。」という状況が保護者の方にも明確に伝わっていると思うんですが、“できるだけ”というのは、なかなか難しいと思うんですが。

浦林教育長 大谷こども支援課担当課長補佐。

大谷担当課長補佐 確かに「乳・卵」だけとかではなくて、実際に今まであった例で「乳・卵・その他の魚・肉も全部」ダメというお子さんもいらっしゃいましたので、そういう方につきましては野菜を中心としたような食を提供するとともに、どうしても栄養が補えない場合につきましては、一部ご家庭からのお弁当とかでの対応があったということも伺っておりますけれども。なるべく今みたいな形でない、乳だけですとか卵だけですとか、それを複合的にという場合ですと、それを除去したような給食を提供することにしております。

荒川委員 なるべく具体的に情報提供していただけると、利用者のご家庭の方々は助かれるのかなと思いますので、よろしく願います。

浦林教育長 ちょっと違うのは、学校給食はセンターで作っているのでもう具体的な対応がしづらいですけど、保育園に関しては、そういった部分がより柔軟にできるということなんですかね。1万4,000食同じじゃないとできないということではなくて。

ですからそのへんが、米子市の学校給食よりは対応する種類が多く取れる、ただアレルギーというのは千差万別なので、全部を一覧表にするのはしづらいということで、相談していただくということになるんですかね。

浦林教育長 金川こども支援課長。

金川課長 書類をご提出いただくことで、個別にご相談をして可能な対応をしていくと。個別調理でもありますので、やはり柔軟に対応していけるかなとは思っております。

荒川委員 わかりました。給食センターが第2給食センターのようにアレルギー室が分かれているという状況もあるんですか。今日ちようど写真を、デザイン画をいただいていますけど。

浦林教育長 大谷こども支援課担当課長補佐。

大谷担当課長補佐 アレルギー食に対応できるように、調理室の一部にそのような区画を設けてすることとしております。

荒川委員 わかりました。

浦林教育長 よろしいでしょうか。

では質疑がないようですので採決いたします。議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第4号「米子市淀江どんぐりこども園の運営規程に対する意見について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次の議案の審議に入る前にお諮りいたします。

議案第5号「令和3年度一般会計補正予算（補正第13回）について（教育委員会の所管に属する部分）」は、米子市としての公表は1月26日を予定しておりますので、本議案の審議を非公開とすることを提案したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第5号の審議については非公開といたします。

浦林教育長 それでは、議案第5号「令和3年度一般会計補正予算（補正第13回）について（教育委員会の所管に属する部分）」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

東森課長補佐 教育長。

浦林教育長 東森こども政策課課長補佐。

東森課長補佐 議案第5号 令和3年度一般会計補正予算（補正第13回）のうち、教育委員会の所管に属する部分につきまして、ご説明いたします。

議案資料の19ページをご覧ください。この度の補正予算は、2月1日に開催されます市議会臨時会への上程を予定しております。いわゆる2月補正予算でございます。一番下の合計欄をご覧くださいますと、補正額の合計を7,254万1,000円として計上しております。

20ページにお移りいただきます。ここには事業の内容を記載しております。このたびは、こども施設課所管の事業を5件計上してございます。まず、米子市教育支援センター「みんなの居場所」設置事業でございます。これは旧米子市立米子養護学校を不登校児童生徒に対する学習支援・自立支援を行う拠点として使用するための施設改修費でございまして、1,739万2,000円を計上しております。なお、この「みんなの居場所」というのは、仮称の段階でございます。

続きまして、その下の2段目と4段目につきまして、情報機器整備事業といたしまして、小・中学校に大型電子黒板及びモバイルルーターを追加整備するための費用を、小学校につきまして801万4,000円、中学校につきまして348万5,000円それぞれ計上しております。

5段目と6段目につきましては、感染症対策等支援事業といたしまして、保健衛生用品等の配置を行うための費用を、小学校につきまして2,970万円、中学校につきまして1,395万円それぞれ計上しております。

21ページに移ります。繰越明許費といたしまして、先ほどご説明いたしましたことも施設課の補正要求額の全額を、令和4年度に繰り越すものでございます。これは、いずれの事業も国の補正予算による補助を受けて実施する事業であるため、本市といたしましても今、補正をしなければいけないところなんですけれども、今年度中の事業完了が見込めないため、全額繰り越そうとするものでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 予算について、特に感染症についてのことなんですけれども。今回のこれはこれでいいと思っているんですが、昨年度に不織布のマスクについて、配布していただきたいという気持ちをお伝えさせていただいたんですが、それがどうなっているのか、やはり無理なのかというところと。今、科学的な根拠で不織布のマスクで予防ができることが明確になっている中で、現在の学校の中での感染症の拡大に少しでも役立ったんじゃないかなと。1～3月を見越した思いで年末に発言させていただいたんですけど、やはり無理なのかそのあたり気になっておりまして。各学校に予算が付いているのは、それでマスクを買うというよりも、米子市として感染防止の意味合いを込めてそういったことをしていただくわけにはいかないのか、現状を合わせて教えていただきたいです。

浦林教育長 斎木こども施設課長。

斎木課長 この度の予算についてですが、マスクにつきましては消毒作業や一時的なマスクの不足を補うために、必要なマスクを買うという予算を付けさせていただいております。限られた予算の中で優先順位をつけながら機器なり消毒液を買わせていただく関係もございまして、一律に不織布のマスクをお配りするというのを今、実際できておりません。

浦林教育長 仲倉学校教育課課長補佐。

仲倉課長補佐 昨年度、マスクが不足した際に、マスクができない子に対してということで学校のほうで備蓄するように不織布のマスクを配布しているところなんですけれども。実際に我々も学校現場に行ってみて、今はマスクのほうも品薄ではないということでございます。それから、できるだけ不織布のマスクが良いということで、それは学校のほうも承知はしているんですけれども、不織布のマスクを全ての子どもたちに絶対に付けなさいというのは、なかなか指導のほうは言えないところでございます。ただ、どうしても不織布のマスクが不足するかと言うと、学校での備蓄も充分にありますので、必要に応じて、マスクの品薄等が生じた場合には、学校のほうから不織布のマスクを各児童生徒に配布できる体制は整っておるところです。

荒川委員 マスクの選択方法については、マスクができない状況の方もあるかもしれませんし、それぞれ個々の理由はあると思うんですね。ただ、配布していただきたいというのは、毎日使って毎日消費していくので、経済的な負担のことを考えてもなかなか厳しいんだという声も実際に聞いていて、なので洗って繰り返し使えるマスクをつけるというお話も聞いているところでして。であれば、一斉に米子市として配布をしていただければ嬉しいというのが一番で。品薄状況というよりも予防、感染拡大を抑えるという意味合いと、家庭の経済的な負担を少しでも補えるような政策で対策を取っていただけたらというところなので。今後、機会があれば、またそういう方向性のことを考えていただけたらと思います。

浦林教育長 今言っていましたのは、学校のコロナの感染防止が、ちゃんとしてくださっているのは承知しているんですが、また大変なことになっているので、学校だけに頑張れではなく我々も点検に歩かせてもらって、今言ったような状況、例えば布マスクが多いとか、そういうようなことがもしあるならば、また次の手を考えないといけないと思います。概ね不織布マスクを使うようにと指示をしているので、基本はそういったマスクに転換されていると思いますが、全員ではないということ、そういった経済的な部分もあろうかと思いますが、点検の中で併せて確認していきたいと思います。

白井委員 ひとつ言いですか。

浦林教育長 白井委員。

白井委員 情報機器の整備で、国の補助として予算を付けて購入するということは、例えば小学校の場合に、どれぐらいの学校数に学校あたり何台ぐらいのモバイルルーターとか電子黒板を買う予算なのかというところで。それが今、欲しい額の充足率ですが、これで買った場合に、どれぐらい充足されるのかということをお教えいただきたいです。

浦林教育長 齋木こども施設課長。

齋木課長 この度の電子黒板でございますが、サイズ的には65インチのサイズを予定しておりました、小・中、各学校に33台配備の予定でございます。今現在、令和2年度にタブレットを購入しております。その際に同じく各学校に1台配置しておりますので、これで各学校に2台が配置できるようになる形のような予算でございます。

モバイルルーターでございますが、今現在、市のほうで42台所有をしておりました、このたび合計33台を購入し、合わせて75台体制になる予定になっております。

浦林教育長 三瓶委員。

三瓶委員 大型電子黒板ってどういった物ですか。ホワイトボードではないですね。

浦林教育長 齋木こども施設課長。

齋木課長 文字どおり、黒板のモニター版と考えていただいて構わないと思うんですが、そのモニターのほうにペンで文字を書いたり、また電子ですので、そのデータを保存したり。また職員所有のタブレット端末とも連携をして映像を引き出したりということができるようになります。

三瓶委員 じゃあ教室の中にホワイトボードと電子黒板と、両方付いている感じですか。わかりました。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 若干補足させていただきますと、これは65型を予定しております。まして、GIGAスクールの配備の時に卸していただいた業者さんからのご厚意で各校1台ずつ配備されているんですけれども。このたび、このように国の補正として配置するということにはなっただけなんですけれども、実は学校に配分しております通常どおりの予算からも、各学校の考え方によって配備が可能な物でございますので、学校によっては既に数台あるというところもあるんですけれど、このたびは今申し上げたように33台の配備をしていこうというところでございます。

浦林教育長 白井委員。

白井委員 先ほどの続きで、そうするとルーターが今、合計で75台になるということで、米子市の規模としては本当なら何台くらいあったらいいなという目標値というか、もうこれで足りるのか、そのあたりを聞かせていただけませんか。

浦林教育長 齋木こども施設課長。

齋木課長 何台が理想かという数字は具体的に持ち合わせておりませんが、以前に住吉小学校で実証実験を行ったところ、40台が不足するという事態を掴んでおります。今後ルーターを使う場面が、どのようなケースが想定されるかというのは様々でございますので、今ある75台というのは住吉小学校規模の学校が2校、全部モバイルルーターを使うことができるということになっています。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 補足させていただきますと、各校に配備するものの、例えば休業やら休校になった場合、一斉にそれを集めて使ってきた経緯が今までもございます。明道小学校等々、一同に集めて必要な台数を貸し出したということもありますので、もしそういった事態になれば、今後も集めて使っていただくということも想定をしているところでございます。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。

浦林教育長 よろしいですか。

それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第5号「令和3年度一般会計補正予算（補正第13回）について（教育委員会の所管に属する部分）」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子市教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後2時3分